

議案第 3 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 25 年 2 月 20 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例」に対する意見

議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」
については、異議ありません。

提出議案の概要

1 提出議案の名称

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）

2 提出（条例改正）の理由

沖縄県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料月額を改定するほか、知事等の改定状況を考慮し、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長の給料月額及び行政委員会の委員等の報酬の額についても改定するため、条例の一部を改定する。

3 条例改正の内容

改定予定額は、知事の給料月額を基準として従来 of 比率を参考に算出した額の千円未満端数を切り捨てた額。（従来 of 比率＝現行 of 報酬等の額／知事の給料月額）

(1) 教育委員長

（現行）222,000円 → （改定案）212,000円 差額△10,000円

改定予定額は、公安委員会委員長の報酬月額との均衡を考慮して改定した額。

※公安委員会委員長の（現行）214,000 → （改定案）212,000円

(2) 教育委員

（現行）195,000円 → （改定案）180,000円 差額△15,000円

改定予定額は、公安委員会委員の報酬月額との均衡を考慮して改定した額。

※公安委員会委員の（現行）181,000 → （改定案）180,000円

(3) 教育長

（現行）730,000円 → （改定案）720,000円 差額△10,000円

改定予定額は、知事の給料月額を基準として従来 of 比率を参考に算出した額の1万円未満端数を切り捨てた額。（従来 of 比率＝現行 of 報酬等の額／知事の給料月額）

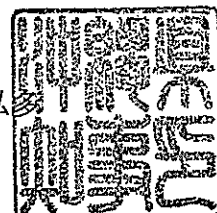
改定後の知事の給料月額		従来 of 比率		
1,230,000円	×	58.9%	＝	724,470円
			≒	720,000円

なお、平成24年11月30日の報酬等審議会の答申を受けて、知事から上記の改正案について照会があった際、教育委員会及び教育長から異議のない旨回答しているところである。

総人第1481号
平成25年2月18日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。



乙第 号議案

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,240,000」を「1,230,000」に、「980,000」を「970,000」に、「730,000」を「720,000」に、「850,000」を「840,000」に、「680,000」を「670,000」に、「650,000」を「640,000」に改める。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年沖縄県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の3項を加える。

5 第1項から第3項までに規定する報酬の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

6 報酬の額が日額で定められている特別職の職員には、日額の報酬の額に、月の初日から末日までの間において勤務した日数を乗じて得た額の報酬を支給する。

7 前項に規定する報酬の支給日は、その月の翌月の10日に支給するものとし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

別表中「222,000」を「212,000」に、「195,000」を「180,000」に、「188,000」を「186,000」に、「162,000」を「161,000」に、「214,000」を「212,000」に、「181,000」を「180,000」に、「199,000」を「197,000」に、「125,000」を「124,000」に、

「163,000」を「162,000」に、

月額	68,000
月額	55,000
月額	52,000
月額	42,000

を

日額	30,000
日額	27,000
日額	30,000
日額	27,000

に改める。

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「730,000円」を「720,000円」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「361,000」を「358,000」に、「479,000」を「475,000」に、「567,000」を「562,000」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

理 由

沖縄県特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料の額を改めるとともに、その改定の状況等を考慮し、公営企業の管理者等、行政委員会の委員等特別職に属する非常勤職員、教育長及び特別職の秘書の給料又は報酬の額等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する報酬の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日においては最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。</p> <p>6 報酬の額が日額で定められている特別職の職員には、日額の報酬の額に、月の初日から末日までの間に勤務した日数を乗じて得た額の報酬を支給する。</p> <p>7 前項に規定する報酬の支給日は、その月の翌月の10日に支給するものとし、その日が日曜日、土曜日又は休日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条 報酬の額が月額で定められている特別職の職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する特別職の職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。</p> <p>3 第1項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>4 前3項の規定により報酬を支給する場合であつて、1月に1日も職務に従事しないときは、その月の報酬は支給しない。</p>

別表（第2条、第5条関係）

区	分	報酬の額（円）	費用弁償の額
教育委員会	委員長	月額 212,000	沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の
	委員	月額 180,000	

別表（第2条、第5条関係）

区	分	報酬の額（円）	費用弁償の額
教育委員会	委員長	月額 222,000	沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の
	委員	月額 195,000	

新旧対照表（第3条関係）

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、<u>720,000円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、<u>730,000円</u>とする。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にはアンダーラインを引くこと。

参考